

経産省
の通知

生活が苦しくて滞納しても
機械的にとめないで

電気
ガス

電力株式会社
常務取締役 殿
経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力市場整備課長

福祉部局との連携等に係る協力について

生活困窮者に関しましては、ここ数年、餓死事件が新聞等で報道されておりますが、貴社におかれましては、これまでも生活困窮者と把握できた場合に対して、供給停止について柔軟に対応したり、状況に応じて福祉事務所等へ連絡を行うなどの取組を自主的に行われているものと認識しております。

生活困窮者への対応については、市町村等の福祉部局の対応が基本であると認識しておりますが、生活困窮者への対応として地域の連帯が必要であり、電力会社がその一翼を担いする重要な機関の一つであることや上記の最近の情勢を踏まえ、生活困窮者と把握できた場合には、料金未払いによる供給停止に関し柔軟な対応を行っていただくとともに、プライバシーの保護に配慮しつつ、福祉部局等との連携について協力していただくようお願い申し上げます。

2002年4月に出された全国の電力事業者への「通知」。ガス事業者にもガス事業課長から同様の通知が送付されています。

水道事業については、厚生労働省が2001年3月30日付の通達で、滞納者に督促状などを送る場合、福祉事務所の連絡先などを同封するなど奨励し、福祉事務所との連携・連絡の強化を強調しています。

瀬古由起子前衆議院議員に政府が
福祉部局との連携が基本と確認

四月二十八日、日本共産党の瀬古由起子前衆議院議員は、この間寄せられた要望をもとに、政府へのレクチャーを行いました。このなかで、名古屋市長選挙のなかで問題になった、生活困窮者に対する電気、ガス、水道などのライフラインの供給停止問題について、ただしました。その結果、あらためて、生活困窮者への対応の基本としては、供給停止については機械的に停止せず一定期間の支払猶予など柔軟に対応することや、市町村の福祉部局の対応が基本であることが明らかになりました。中部電力や東邦ガスなども、この基本を、内規などで、社内への徹底をはかっているとのことでした。

あらためて自治体に基本の徹底を

厚生労働省や経済産業省の通知の基本ははつきりしています。しかし自治体によっては、この通達の趣旨を徹底せず、あるいは、あらためて事業者に要請しない場合もあります。そのため生活困窮者への機械的なライフラインの供給停止という事態が生じています。電力会社やガス会社は、「自治体から要請があれば協力する」という回答をしています。痛ましい餓死の悲劇を繰り返さないため、また今日のように、増税など一層生活不安が増大しているとき、通知を踏まえた自治体への積極的な働きかけが非常に大事になっています。